

秦野市公共下水道全体計画の見直しに伴う  
公共下水道整備区域に関する基本方針（案）

秦野市下水道部下水道河川整備課

<p>概要</p>	<p>近年の人口減少や高齢化の本格化による地域社会構造の変化など下水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していることから、平成19年度から国・県・市町村では、より効率的で適正な整備を行なう下水道事業の見直しが急務となっております。</p> <p>本市においても、平成21年度から公共下水道全体計画（下水道事業）の見直しを行っており、見直しの根幹である公共下水道による整備区域の範囲を再検討するための、整備区域に対する基本方針（案）を作成しました。</p>
<p>経過</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の都道府県構想の見直しの推進（平成19年度）</li> <li>・ かながわ下水道21（県構想）の見直し（平成20～21年度）</li> <li>・ 秦野市公共下水道全体計画の見直し（平成21～22年度）</li> </ul>
<p>基本方針（案）</p>	<p>◎ 公共下水道による整備区域は、市街化区域（2,437.4ha）を原則とします。ただし、市街化調整区域の内、次のような箇所は公共下水道を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街化区域に近接する公共施設や新東名SA等</li> <li>・ 市街化区域に隣接し面整備が予定されている区域（特定保留区域）</li> <li>・ 市街化区域に隣接し前面の区域界道路に公共下水道本管が埋設されている宅地等（水路等で隣接する場合や汚水ますの設置が不可能な場合の宅地は除く）</li> </ul> <p>なお、公共下水道を整備しない市街化調整区域については、個人設置型の合併処理浄化槽で生活排水を処理することとします。</p>
<p>基本方針（案）の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既計画（3,000ha）の市街化調整区域（562.6ha）を整備する場合、汚水管きよ整備費（約31億円）が多額であり、下水道整備期間が長期間となる。</li> <li>・ 市街化調整区域は、既に合併処理浄化槽が約60%普及していることから、下水道事業の費用対効果が低い。</li> <li>・ 合併処理浄化槽の処理水による水辺環境の保全や水循環を確保することにより、里地里山の自然環境の保持や水田等の農作物の水源確保に寄与することができる。</li> </ul>
<p>今後の検討課題</p>	<p>市街化調整区域における合併処理浄化槽の処理水を良好な水質として確保するためには、適正な維持管理が必要であることから、合併処理浄化槽の維持管理に対する施策等の検討を行ないます。</p>